

## 質 疑 回 答 書

次のとおり回答します。

件 名 公用自動車の借上げ

番 号	質 疑	回 答
1	<p>コロナ感染症の影響や戦争の影響により車両生産状況の遅れが生じた際は、契約内容変更の再度協議は可能でしょうか？</p> <p>その際、納車までの期間中、代車の提供を必要となりますでしょうか？</p> <p>このことについて落札者への、いわゆるペナルティー（賠償・補填・指名停止など）も対象外として問題は無いでしょうか？</p>	<p>契約締結後、納車遅延及びペナルティー（質疑に記載されているような事象が発生した場合）については別途協議いたします。</p> <p>また、その際の納車までの期間中の代車については、提供をお願いいたします。</p> <p>ただし、代車の都合がつかない場合は、その限りではありません。</p>

以上